## 障がい者デイサービス ひのたに 料金表

ロサービス利用料金(1回あたり)

●基本料金表(単位)

項目	サービス提供時間	障害支援区分				
7,1		区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
	3時間未満の場合	218 円/日	239 円/日	268 円/日	386 円/日	517 円/日
	(3時間~4時間)	273 円/日	300 円/日	335 円∕日	483 円/日	646 円/日
生活介護	(4時間~5時間)	327 円/日	358 円/日	401 円/日	578 円/日	774 円/日
(定員20人以下)	(5時間~6時間)	381 円/目	419 円/日	469 円∕日	676 円/日	904 円/日
	(6時間~7時間)	532 円∕日	583 円/日	652 円/日	941 円/日	1,258 円/日
	(7時間~8時間)	545 円∕目	598 円/日	669 円/日	966 円/日	1,291 円/日

●加算・・・対応するサービスを実施した場合、利用料に加算させていただきます。

加算名		金額	利用者負担額	備 考		
初 期 加 算		300 円∕目	30 円/日	利用開始日から30日を限度(1日につき)		
食事提供体制加算		300 円╱目	30 円/日	収入が一定額以下の者で受給者証に記載		
送 迎 加 算	Ι	210 円/回	21 円/回	指定生活介護事業所との間の送迎を行った場 合に、片道につき		
欠 席 時 対 応 加 算		940 円/回	94 円/回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整・ 相談援助等を行った場合(月4回を限度)		
人員配置体制加算	Ι	1,810 円/日	181 円/日	生活支援員等の直接サービス提供に関わる 職員体制が2:1の割合以上の場合		
人員配置体制加算	Ш	510 円∕日	51 円/日	生活支援員等の直接サービス提供に関わる 職員体制が2.5:1の割合以上の場合		
	Ι	150 円/日	15 円/日	生活支援員等の総数のうち、有資格者(常勤) の者の数が35%以上の割合の場合		
福祉専門職員配置等加算	Ι	100 円/日	10 円/日	生活支援員等の総数のうち、有資格者(常勤) の者の数が25%以上の割合の場合		
	Ш	60 円/日	6 円/日	生活支援員等の総数のうち、3年以上従事している者が30%以上の割合の場合		
常勤看護職員等配置加算		280 円/日	28 円/目	利用定員数に応じて、看護職員を一定数以上 配置している場合(定員11人以上20名以下) ※28円/日×常勤換算の看護職員数		
重度障害者支援加算	п	3,600 円/日	360 円∕日	(一)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、 <b>区分6</b> かつ行動関連項目10点以上のものに対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合		
		5,000 円/日	500 円∕目	※個別支援を開始した日から180日以内		
重度障害者支援加算	ш	1,800 円/目	180 円/日	(一)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修 了者を配置し、 <b>区分4</b> 以上かつ行動関連項目 10点以上の者に対して、実践研修修了者作成 の支援計画シートに基づき個別支援を行った 場合		
		4,000 円/日	400 円/日	※個別支援を開始した日から180日以内		
中核人材養成研修修了者作成 の支援計画シート等に基づき個 別支援を行った場合		1,500 円/日	150 円/日	(一)を満たした上で、行動関連項目18点以上 の者が対象		
		2,000 円/日	200 円/日	※個別支援を開始した日から180日以内は (一)に加えて算定		
入 浴 支 援 加 算	Ι	800 円/日	80 円/日	医療的ケアが必要な利用者または、重症心身 障がい者に対して、入浴に係る支援を提供し た場合		

## (重要事項説明書別紙1-2)

加算名	金額 利用者負担額		備 考	
喀痰吸引等実施加算	300 円/目		医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管 栄養の実施	
栄養スクリーリング加算	50 円/回	5 円/回	当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該 利用者の相談支援専門員に情報提供を行っ た場合	
栄養改善加算	2,000 円/回	200 円/回	「低栄養」「過栄養」「そのおそれがある者」を 対象者とし、個別的に心身の状態の維持また は向上のために、栄養改善サービスを行った 場合	

介護職員処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)		基本単価にご利用者に係る加算を含んだ単価に8.1%を乗じた額の1割	
----------------------------	--	-----------------------------------	--

※介護給付費等からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## ●利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービスにかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額上限額が設定され、それ以上の負担はありません。

世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対 象となります。	0円
市町村民税課税世帯 所得割16万円未満※収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。	9,300円
上記以外	37,200円